

公 表 用  
7 建 企 第 1 2 1 号  
令和7年10月 1日

関 係 各 位

長崎県土木部  
建設企画課長  
(公印省略)

詳細設計時に検討する大型ブロックの図面について

7建企第2号（練積ブロック設計要領（経験に基づく設計法）における、使用するブロック選定方法について）において、設計段階から大型ブロックの採用を標準化することにしましたが、その図面及び数量に関しては、添付資料を活用するものとします。

なお、あくまでも設計段階の活用であり、工事中にその特定の種類の大型ブロックの使用を義務化するわけではないので留意して下さい。

長崎県土木部 建設企画課 技術基準班  
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）  
E-Mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp